

広域行政組織による浄化槽市町村整備型の導入推進について

埼玉県環境部水環境課浄化槽・川の国応援団担当

1. はじめに

埼玉県を代表する河川は秩父山系を源とする荒川と「坂東太郎」の異名を持つ利根川であり、県内の全ての河川が荒川水系か利根川水系に属しています。

埼玉県では、川のポテンシャルを生かし、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を目指し、川の再生に取り組んでいます。

2. 恒久施設として浄化槽整備区域設定

本県では、平成23年3月に「生活排水処理施設整備構想」を改定し、市町村が下水道と並ぶ恒久的な施設として積極的に浄化槽の整備を進める「浄化槽整備区域」を設定し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に取り組んでいます。

本県では、前述の「生活排水処理整備構想」の目標を達成するため、浄化槽等を整備する市町村に対し、埼玉県浄化槽整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付しています。

この補助金は「生活排水処理施設整備構想」の策定に併せ、従来の浄化槽整備にかかる補助金制度について大きな見直しを行い、平成23年度に新たに創設しました。

3. 新補助制度で転換基数1,088基と倍に

新たな補助制度の創設に当たっては、①これまでの県費補助金制度を利用しても、個人設置型で75万円以上の個人負担が発生する。②単独処理浄化槽により水洗化されている場合、合併処理浄化槽に入れ替える動機がない。③浄化槽の多くが個人設置型のため、計画的な整備が困難である。

などの課題の解決に取り組みました。

新たな補助制度の創設に当たっての見直しのポイントは3つあります。

- ① 市町村が自ら設定し、県が承認した「重点転換地区」において、市町村が国庫補助基準額に上乗せ補助を行った場合、県が通常補助金に加え配管費（20万円）を補助する「重点転換地区提案事業」の創設
- ② 県内希少野生動植物の保護や河川環境基準が非達成となっている地点の水質改善を目的に、県が該当地区のある市町村を指定し、市町村が国庫補助基準額に上乗せ補助を行った場合に、県が通常補助金に加え当該上乗せ補助額と同額を補助し、さらに配管費（20万円）を補助する「環境保全特別転換地区指定事業」の創設
- ③ 「浄化槽市町村整備型整備事業」を行う市町村に対し、県が配管費（20万円）、処分費（10万円）及び本体工事費の5/30～3/30を補助する「市町村整備型導入促進事業」の創設

図1 重点転換地区提案事業(配管費20万円補助)

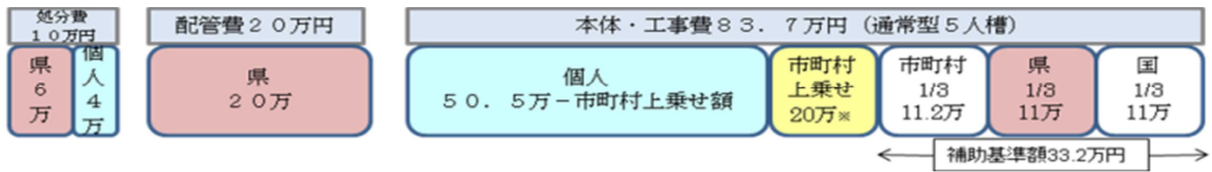


図2 環境保全特別転換地区指定事業(配管費20万円補助+本体・工事費補助)

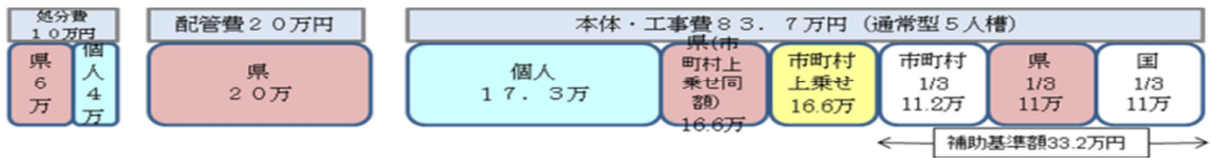
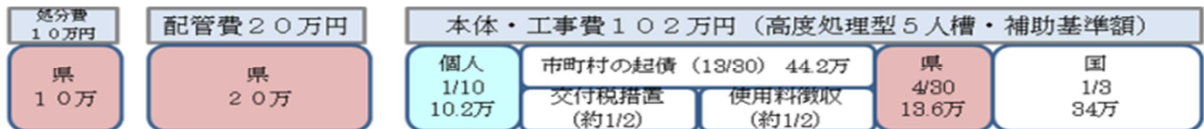


図3 市町村整備型導入促進事業(配管費20万円補助+処分費20万円+本体・工事費補助)

※H26導入の場合



新たな補助制度の導入により、平成26年度の転換基数は1,088基となり、平成22年度の577基に比べ約2倍の転換基数を達成しました。

また、市町村整備型導入市町村も平成26年度には11市町村となり、平成23年度以前導入の5市町村と比較して2.2倍となりました。

新たな補助制度により、転換基数は大幅に増加したものの、目標である「平成37年度までに生活排水処理人口普及率100%」の目標達成には、より一層の転換の促進が必要となります。

4. 市町村整備型推進に向けて広域行政検討

本県では、転換を推進するに当たり、計画的に整備が可能で維持管理の適正化も期待できる「浄化槽市町村整備型」による整備を推進しています。

しかしながら、市町村整備型の推進に当たっても、「設置、維持管理、料金徴収などの業務を担う市町村職員の事務負担・財政負担が大きい。」「原則市町村単位で事業を実施していることより河川の流域全体で計画的な整備が困難」などの課題を抱えています。

本県では、それらの解決策として、一部事務組合など広域行政組織による浄化槽整備の導入について検討を開始しました。

広域行政組織により市町村整備型への転換を図ることによって、以下のような各種メリット・効果が得られると考えております。

- ① 河川の水質改善(市町村域を超えて上流から下流までの計画的かつ早期の浄化槽整備が可能)(保守点検、清掃、法定検査など適性な維持管理の実現)
- ② コスト削減(行政側:まとまった基数の整備による施工費、維持管理費の削減)(住民側:

設置時の費用負担や維持管理負担の軽減)

- ③ 事務負担軽減（市町村単位で事業を行うよりも少ない職員数で事務を共同処理することが可能）（事務統合等により市町村職員の事務負担が軽減）

5. 広域化に向けたシミュレーションの実施

こうした各種メリットがある広域行政組織による浄化槽整備の導入を図ることを目的に本県では平成26年度に広域的浄化槽行政に係るシミュレーションを実施しました。このシミュレーションでは、県内における市町村整備型の一層の普及に向け、県内市町村の判断材料となるよう財務負担、事務負担といった浄化槽整備の事業採算性に係る情報について現状分析を行い、広域的浄化槽行政実現による財務負担・事務負担の改善効果についての分析を実施いたしました。

6. 広域的浄化槽行政による事業スキーム

浄化槽行政の広域化にあたっては、多様なスキームが想定され、地方自治法では連携協約、協議会、機関の共同設置、事務の代替執行、事務の委託、一部事務組合、広域連合が規定されています。いずれのスキームにも、構成組織間の事務負担、方針決定権等について個別の調整が必要です。その選択基準は、各スキームの長短所のみならず、既存の枠組みの有無、市町村間の関係、首長や議会の意思、県の舵取り等種々な判断基準があり、地域ごと、市町村ごとに状況が異なります。そのため、本シミュレーションでは、図1に示す3つのスキームを選択し、事業採算性について検討を行いました。

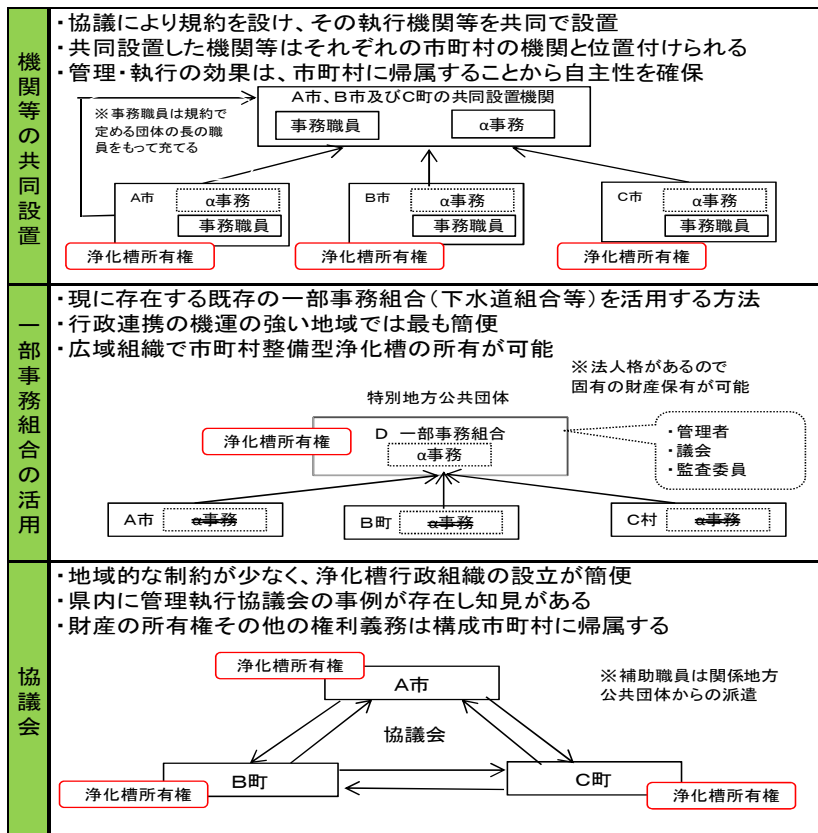


図4 対象とした事業スキーム

7. 試算方法

事業採算性をシミュレーションするに当たって、市町村の財政負担、事務負担といった浄化槽整備・維持管理の事業採算性に係る情報について現状分析を行い、広域的浄化槽行政実現における財政負担・事務負担の改善効果について検討いたしました。シミュレーションのモデルとしては、表1に示すように人口30万人規模の大規模市、人口10万人程度の中規模市、人口3万人程度の小規模町の3パターンで行いました。具体的な事業採算性を試算する上では、今後の人口減少を見越した上で、必要となる整備基数を3パターン化し(表2)、複数の組み合わせの試算を実施しました。

表1 事業採算性・シミュレーションの条件設定(1)

実施時期	対象事務	対象市町村	事業スキーム
30年間 (平成28年度から平成57年度)	浄化槽関連事務一連 市町村整備型の導入事務、運用事務及び個人設置型実施時の関連事務	検討モデル ・大規模(市) (人口30万人程度) ・中規模(市) (人口10万人程度) ・小規模(町) (人口3万人程度)	・個別市町村(個人設置・市町村整備) ・広域化(事務等の共同処理・一部事務組合の利活用・広域連合の新設)

表2 事業採算性・シミュレーションの条件設定(2)

対象区域	整備基数	事業スキーム
浄化槽整備区域全体を市町村整備対象区域として設定	3ケース設定 ・なりゆきケース(現状の個人設置型による整備) 大規模21基/年、中規模159基/年、小規模4基/年 ・整備促進ケース 大規模100基/年、中規模200基/年、小規模50基/年 ・平成37年度目標達成ケース 大規模1,237基/年、中規模681基/年、小規模257基/年	3ケース設定 ・全費用回収 ・人件費以外回収 ・下水道料金整合

8. 試算結果並びに考察

このシミュレーションでは、浄化槽を市町村が30年間維持管理した場合に想定される総費用及び住民から徴収する浄化槽使用料総額を考慮し、設定する使用料月額を算定したものです。その結果、表3で明らかなように単独市町村で30年間にわたり市町村整備型を運営していく場合は、標準的なモデルケース(中規模市・整備促進ケース)では、月額5,656円の設定が必要ですが、広域行政組織による市町村整備型を運営していく場合は、事務の効率化等に伴う削減効果が15%発揮され、月額4,805円の設定になりました。

この料金水準が現行の集合処理施設の料金等との比較において、どのような水準になるかについても検証を試みました。

浄化槽整備区域の多くが市街化調整区域に位置していることから、この月額4,805円という水準の比較対象としては、集合処理施設として位置付けられている特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の料金等が適合しています。今回のシミュレーションと同様に、市町村の財政負担な

して集合処理施設を運営していく場合の月額費用は、以下のとおりとなりました。

平成25年度決算数値に基づく埼玉県内市町村の使用料、一般会計繰入金を表4に示します。特定環境保全公共下水道では月額4,310円、農業集落排水の場合は月額4,837円となっています。これは、実際に住民から徴収している使用料として、それぞれ月額1,991円、3,099円に、市町村の財政負担である一般会計繰入金(基準外)をそれぞれ月額2,319円、1,738円加えたものであります。

今回の広域的行政による浄化槽シミュレーション結果は30年間にわたって安定的に運営できる水準を試算したものでありますが、注目すべきは、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水における平成25年度の水準と比較した場合、既に遜色ない結果となり、さらに、一般会計繰入金を伴わない点であります。このことは、今後、公共下水道などの集合処理施設を運営していく上では、人口減少の一層の進展により、現時点よりも1世帯当たりのコストが膨らみ、使用料の引き上げが迫られることが予測されますが、人口が散在した地域における整備手法としては、広域的行政組織による浄化槽市町村整備型の運営が比較優位性を発揮すると推定されます。

表3 シミュレーション結果(整備促進ケース)

対象モデル	整備基數 (基/年)	個別市町村型 使用料 (円/月)	広域化による 削減効果(%)	広域型 使用料 (円/月)
大規模市 (人口30万人)	100基	5,908円	⇒ ▲16.5%	4,931円
中規模市 (人口10万人)	200基	5,656円	⇒ ▲15.0%	4,805円
小規模町 (人口3万人)	50基	6,133円	⇒ ▲17.8%	5,043円

表4 類似整備手法との費用等比較

対象モデル	条件 (1世帯あたり)	使用料(A) (円/月)	一般会計繰入金(B) (基準外) (円/月)	計 (C)=(A)+(B) (円/月)
特定環境保全 公共下水道	県内市町村の実績値 (H25決算数値)	1,991円	2,319円	4,310円
広域的 浄化槽 (市町村整備)	シミュレーション数値 (30年間の平均)	4,805円	0円	4,805円
農業集落排水	県内市町村の実績値 (H25決算数値)	3,099円	1,738円	4,837円

9. まとめ

埼玉県では、平成37年度に生活排水処理人口普及率100%達成の目標を掲げ、生活排水処理施設の整備促進に取り組んでいます。埼玉県では今後、このシミュレーション結果を基に市町村に対して広域行政組織による市町村整備型導入の具体的な提案を実施し、県内各地において広域的浄化槽行政の導入推進を図っていくことを予定しています。